

可児市内大森発生土仮置き場における環境の調査及び影響検討の結果について

○可児市からの意見等及び事業者の対応等

【可児市】

No.	頁	意見の箇所	意見等	事業者の対応等
2-1	—	全般	関係法令や今後策定される環境保全計画を遵守し、適切に本事業を実施すること。	関係法令や今後策定される環境保全計画を遵守し、適切に本事業を実施していきます。
2-2	—	全般	本事業に伴った地域関係者からの要望や、周辺住民からの苦情等について、真摯に対応すること。	本事業に伴った地域関係者からの要望や、周辺住民からの苦情等について、真摯に対応していきます。
2-3	—	全般	市や地域関係者に対し、調査結果や工事進捗状況の報告など、定期的に情報提供を行うこと。	市や地域関係者と調整した結果、調査結果や工事進捗状況の報告など、定期的に情報提供を行うこととしています。

○県関係課等からの意見等及び事業者の対応等

【環境企画課】

No.	頁	意見の箇所	意見等	事業者の対応等
2-4	資料編 環3-1-3	表3-1-2 重要な両生類確認種 一覧(文献)	アカハライモリの選定基準④欄は「VT」ではなく「NT」である。	修正いたします。

【環境管理課】

No.	頁	意見の箇所	意見等	事業者の対応等
2-5	3-1 3-2 3-3	表3-1-1 調査及び影響検討項目	評価書作成時において選定した項目についてはすべて調査・影響検討項目として選定されたい。そのうえで、影響について検討を行い、回避・低減できているかについて記されたい。	表3-1-1の備考欄を修正いたします。
2-6	2-3	現況	現況盛土上面とため池側のり面の写真の提示のみで、現況の把握が困難である。現況図面(平面図、縦断図)や環境保全対象施設との位置関係が分かる位置図等を明示し、既に盛土が行われた場所であることを明確にされたい。	修正します。 ※現況の平面図(図2-3-1に写真撮影位置を記載)及び縦断図を追加
2-7	2-4	工事の概要	第2段落の説明が総括的で理解しづらい。 第1段落が、区分土を仮置きするという目的を説明するとしても、第2段落以降は、準備工(整地、舗装等)、仮置き時、搬出時、施設撤去時に分けて説明されたい。(図2-3-3(5)に準じた言葉での説明をされたい。)	修正します。
2-8	2-5	盛土計画	仮囲いの目的としては、粉じん等大気環境対策、騒音対策、景観対策等が考えられるが、仮囲いの仕様(材質、厚さ、高さ等)の想定はどうかしているのか説明されたい。	工事施工ヤードに設置している仮囲いと同様(鋼板・防音マグネットフィルム、高さ3m)の仮囲いを考えています。
2-9	2-7	工事期間	令和元年冬頃とはいつを示すのか。令和元年度冬頃が正確ではないのか。(終期が年度で示している。)	「令和元年度冬頃」に修正します。
2-10	2-9	工事工程	資料編に記載された、建設機械の稼働台数については、ここで示されるべき。この結果から稼働台数が少ないという状況が確認され、調査及び影響検討の項目選定検討の根拠になる。	本編に記載いたします。

【環境管理課】

No.	頁	意見の箇所	意見等	事業者の対応等
2-11	資料編 事1-1-1	総台数	建設機械の種類及び台数について、1日あたりの稼働台数から月25日想定で月最大台数が想定されていると思われるが、総台数の想定の考え方が不明であるので説明されたい。準備工(舗装工を含む)の期間は6カ月で、準備工は月最大数の2カ月分、舗装工は月最大数の1カ月分の想定であり、それほど矛盾を感じないが、盛土工約4年間で、総台数は月最大数の3カ月分しか計上してありません。区分土の発生が少ないという想定での総台数ということでしょうか。盛土工期間の総台数について、区分土の搬入計画との整合は取れているのでしょうか。	盛土工(区分土搬入の総台数)については、概ね3カ月程度で満杯になると想定しています。なお、盛土工(区分土搬出の総台数)の台数が含まれていませんので、その分を追加した総台数に修正します。
2-12	2-9	工事用車両運行台数	工事用車両台数については、月あたりの最大台数が示されているが、対象期間中の当該発生土置き場への延べ運行台数はどの程度が想定されているか。	延べ運行台数は、約12,000台(片道)を想定しています。
2-13	—	—	工事用車両、建設機械の種類、通行時間、台数が周辺環境への影響(騒音、振動、温室効果ガス等)が最小限になるよう選定されたのか不明であるため、検討結果を記載されたい。	修正いたします。
2-14	3-1	調査及び影響検討項目の選定	大気質、騒音、振動について、建設機械の台数が少なく、発生土仮置き場計画地から住居等が離れているという同じ理由で選定しないという結論としているが、それぞれの項目についての検討の詳細を説明されたい。影響検討は環境基準に適合することをもって良とするわけではなく、できる限り影響を回避低減することであるので、そもそもの発生源が存在しないところに建設機械の稼働という発生源が生じるので、影響を低減することを検討するべきではないか。	建設機械の稼働に関わる影響については、建設機械台数が少なく影響が小さいため、調査及び影響検討項目としては選定しないものの、当社として、実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減するために、工事施工ヤードと同様、表6-1-1に示す環境保全措置を実施します。また、近隣の住居等との位置関係につきまして、審査会にて説明します。
2-15	3-1	大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)ほか	建設機械の台数が少なく、発生土仮置き場計画地から住居等が離れている(約130m)ことから非選定とした理由として、資料編では影響が小さいと記載されているが、現状との変化として影響の大小を図るべきであり、130mの距離で重機が動くことの騒音面での影響については静穏な環境においては影響は大きいと考えられる。	

【環境管理課】

No.	頁	意見の箇所	意見等	事業者の対応等
2-16	3-2	動物、生態系	既存の道路を活用することは、動物、生態系への車両運行の影響を検討しない理由にはならないのではないか。既存の道路に、それまでとは別の車両が通行することによる影響を検討すべきではないか。普段の交通量に対し、どの程度の変化があるのか示される必要があるのではないか。	表3-1-1の備考欄を修正しました。
2-17	3-2	温室効果ガス	資材及び機械の運搬に係る車両の運行における温室効果ガスについては、環境影響評価書において、算出しているが、当該工区における車両運行台数(延べ)と走行距離が環境影響評価書の想定に比べ、十分小さいため評価書での影響検討に含まれると考えるため、検討しないとしたいということか。	その通りです。
2-18	3-3	存在について選定しない。	評価書において、設置と存在について区分はされておらず、検討対象時期は設置の完了時で共通です。設置と存在の区別は何でしょうか。仮置き中は仮置き場が存在しているという解釈ではないのですか。	環境影響評価書では、発生土置き場はすべて恒久的なものを想定していたため設置について記載しておりません。また、存在は恒久的に存在するものをさし、一時的な存在(後に撤去するもの)については設置という表現にしています。
2-19	3-3	水質(水の濁り)	備考の記載事項は、水質(水の濁り)でなく、水質(水の汚れ(重金属等))に対する検討である。環境影響評価時は、区分土の発生を想定しておらず、水質(水の汚れ)を発生土置き場の影響検討項目に選定していなかったが、区分土の仮置き場であるから、水質(水の汚れ)を検討項目に追加すべきではないか。	環境影響評価書において、トンネルの工事に係る「水質(水の汚れ)」の影響について予測評価しています。「水質(水の汚れ)」では、水素イオン濃度(pH)、自然由来の重金属等について、予測評価しています。本工事では、区分土に触れた水はすべて工事施工ヤードへ持ち帰る、もしくは産業廃棄物として処分するため、「水質(水の汚れ)」は影響検討項目に含めていません。
2-20	—	—	工事に伴い発生する濁水について、想定した濁水の水量及び水質を示したうえで、選定した具体的な処理方法、処理施設の規模等を明示されたい。	区分土には遮水シート等を施しており、集水タンクにほとんど水がたまらない構造としていますので、水量等の想定は難しいと考えています。処理方法については、本書(資料編)図1-1-1に記載しています。
2-21	3-3	水質(水の濁り)	「三ツ池ため池へ流れることから、河川等への影響はないため」の表記が、ため池と河川等が違うからと読めるため、河川等を公共用水域と修正するなどした方が誤解を生まないのではないか。	修正します。
2-22	3-3	重要な地形及び地質、文化財	発生土置き場の設置に伴う土地の改変とは何か。他の項目においては、既に改変された範囲として、新たな改変がない記載になっているが、何が違うのか。	表3-1-1の備考欄を修正しました。
2-23	3-3	動物、植物、生態系	既に改変された範囲であり、現地の状況から非選定としたされているが、現地の状況に対する説明が不十分で適当かどうか判断できない。(現況の説明をもっと詳細になされたい。)	No.2-5の平面図及び縦断面図により、現地の状況を説明します。

【環境管理課】

No.	頁	意見の箇所	意見等	事業者の対応等
2-24	資料編 環3-1-3 環3-1-4 環3-1-5	(2)鳥類 (4)両生類 (5)昆虫類	生態系関係で、「工事に伴う変更区域をできる限り小さくする。」、保全措置を実施することとしたとあるが、具体的内容の記載がないので、具体的に変更区域を示して説明されたい。	修正しました。
2-25	3-3	景観	一次的な変更であろうと、周辺に主要な眺望点や景観資源があるかどうかを調査し、影響を検討するのであって、主要な眺望点や景観資源を変更しないことは、非選定の理由にはならず、検討結果として影響があるかないかという結論になるべきではないか。	仮置き場は恒久的に存在するものではなく、工事終了後には現況復旧されることから、主要な眺望点や景観資源への影響は無いと考え、非選定としています。
2-26	3-3	人と自然との触れ合い活動の場	同上	同上
2-27	4-1-2-3 4-1-2-4 5-1-2-1	工事排水の適切な処理	「集水設備は定期的に点検を確実に行う」としているが、具体的な点検内容を明示されたい。	集水タンク、配管、蓋の破損、漏水の有無、外部からの流入を確認します。
2-28	4-1-2-3 4-1-2-4 5-1-2-2	区分土の適切な運搬	運搬時に荷台を浸透防止シート等で覆うとしているが、降雨時に区分土の搬出入は行わないこと、運搬時の飛散防止が目的と思われることから、飛散防止シートが適当であると思われるが、浸透防止シートとはどういった機能を目的としているのか。	当該工区では、降雨時には、区分土の搬出入を行いませんが、区分土の運搬途中に突発的な雨が降る場合も想定されるため、飛散防止シートではなく、浸透防止シートにて荷台を覆うことで、運搬経路における土壤汚染を回避します。
2-29	5-1-1-1 5-1-3-1 7-2	重要な地形及び地質、文化財	影響が、事業者の実行可能な範囲で回避されておりと記載されているが、対象が存在せず、特段の環境保全措置は必要ないという方が適当ではないか。(回避しているのではなく、回避する対象がない。)	他事業者による変更前における「重要な地形及び地質、文化財」の分布状況を文献調査し、対象が存在しないことを確認しているため、回避と表現しています。なお、環境影響評価書においても、回避する対象がない場合でも回避と表現しており、記載方を統一しております。
2-30	資料編 環1-1-4	表1-1-2	流量のデータについて、豊水時と流量と低水時の流量で、低水時の方が流量が多いがどういう理由か。	河川や水路の流量は、主に自然現象としての降雨と人為的な利水により変化しますが、当該河川の流域面積の多寡によっても、過去の降雨の影響を受ける度合いに時間的なズレが生じます。大森川支川の場合、流域面積が小さいため、降雨があったとしても、河川への流出は早く、2～3日で平常な流量に戻ると考えられます。ちなみに、評価書に記載したデータは、豊水時が2012年8月9日、低水時が2013年1月29日の測定であり、近傍の多治見におけるアメダスデータを調べると、各時期とも測定2日前までは降水量がゼロであったことから、降雨による影響は無いと判断しております。当社としましては、周辺の水田、畑地が夏場に当該河川から農業用水として取水していることから、利水による影響であると推測しています。
2-31	資料編 環1-1-4	表1-1-2	類型指定を「C」としたのは、大森川支川がいくつかの河川を経て合流する可児川の類型指定を準用したということによいか。	その通りです。

【環境管理課】

No.	頁	意見の箇所	意見等	事業者の対応等
2-32	資料編 環3-1-1～環4-1-3	3 動物 4 植物	JR東海が文献調査で行ったことと文献の記載事項の区別が不明確。 ・必要に応じて専門家ヒアリングを行ったのは、JR東海か、対象となった文献の作成者か。 ・調査範囲は、対象となった文献に記載されていたものであって、JR東海が当該区域のみを抜き出したわけではないと思われる。 ・JR東海が文献調査を行ったということを明確にしたい意図だと思われるが、対象文献の作成者の行為とJR東海の行為の線引きが不明確になっている。 対象文献である「大森残土処分場計画に伴う自然環境調査 調査報告書」提示し、文献における記載事項とJR東海の文献調査が比較できるように説明すること。	専門家ヒアリングを実施したのは当社です。 可児市の意見を踏まえ、調査範囲を記載しております。 審査会では、文献である報告書を用意します。
2-33	資料編 環3-1-1～環4-1-3	3 動物 4 植物	文献調査の結果、重要な種の存在が確認され、環境保全措置の実施まで決定しているが、調査及び影響の検討を行っていることに該当するのではないかと。事後調査としての調査及び影響検討を行わないとする方針と一致していないように見えるがこのように対応する理由は何か。(文献調査を行った形での掲載ではなく、資料編の参考として対象文献を掲載する程度に抑えた方が全体としてはまとまるのではないかと。)	影響検討は実施しませんが、念のために文献による確認調査を行い、その結果を参考として記載しております。 その結果、改変範囲内で確認されている重要種はなく、近傍で重要種が確認された程度であったが、当社としてはそれらに対し何もしないということではなく、環境保全措置を実施するため、記載しています。
2-34	資料編 環7-1-1	モニタリングの計画と発生土置き場の運用	調査期間の考え方において、工事中、工事後、工事後水質定常化後、撤去後の区分があるが、「工事中」とは仮置き場への搬入時という解釈で、工事後とは発生土置き場容量の最大まで堆積した後、工事後水質定常化後とは、その後の撤去が完了するまでという解釈でよいか。容量最大に達するまでは工事中という扱いで、月1回の測定になるということによいか。また、仮置き場であるため、恒久置場への搬出も想定されるが、恒久置場への一部搬出の後、再度区分土の搬入は想定されるのか。この場合は、工事中に戻るという解釈でよいか。	調査期間の考え方について以下に補足します。 ・工事中：区分土搬入中及び仮置きした区分土の搬出（撤去）中 ・工事後：区分土搬入完了後（発生土仮置き場容量の最大まで堆積した後） ・工事後、水質定常化後：発生土仮置き場容量の最大まで堆積した状態で、水質が定常化した後 ・撤去後：区分土撤去後 発生土置き場（遮水型）等へ一部搬出後に、再度、区分土を搬入することは想定しておりません。
2-35	資料編 環7-1-1	水質調査地点	モニタリングとは別に行う発生土置き場下流地点における水質調査地点を明示されたい。	審査会にて提示します。

【治山課】

No.	頁	意見の箇所	意見等	事業者の対応等
2-36	—	全般	森林法に基づく必要な手続きをお願いします。	着手前までに手続きを実施します。

【リニア推進事務所】

No.	頁	意見の箇所	意見等	事業者の対応等
2-37	—	全般	令和元年9月16日(月)及び17日(火)に開催された地元説明会において説明した内容と齟齬が生じていないか、記載内容について再度精査すること。	齟齬はありません。

【可茂県事務所】

No.	頁	意見の箇所	意見等	事業者の対応等
2-38	4-1-2-2	(2)環境検討 1)発生土仮置き場の設置 ア. 検討 オ)検討条件の設定	「自然由来の重金属等の濃度を確認する試験」について、同試験の予定頻度を示されたい。なお、同様の記述が「2-4工事の概要」や「資料編・環1-1-1の文中にもあるので、留意されたい。	区分土には遮水シート等を施しており、集水タンクにほとんど水がたまらない構造としていますが、頻度としては、工事施工ヤードに運搬する前にその都度実施していくことを考えています。
2-39	4-1-2-3	表4-1-2-1 環境保全措置の検討の状況 工事排水の適切な処理」の「適否の理由」欄	文中5行目に「集水設備は定期的に点検」との記載があるが、点検の予定頻度を示されたい。なお、表4-1-2-2(2)、表5-1-2-1(1)にも同様の記述が有るので留意されたい。	週一回程度を考えています。